

令和3年6月8日

大阪市長 松井一郎様

大阪市北区中之島●丁目●番●●号
大阪市北区中之島連合振興町会
連合振興町会長 依田均

拝啓、コロナ禍、貴殿をはじめ大阪市役所職員の皆様のご尽力に感謝致しております。

弊会は、大阪市北区中之島の住民と超高層オフィスビル・高級ホテル等を所有する大手不動産会社等を会員として組織しております。

会員向けにバス旅行・お花見・餅つき等の事業を行うと共に、中之島の住民・オフィスワーカー・来訪者にとって、より良い環境と中之島の歴史・文化を継承するための事業を、住民・オフィスワーカーを交えて行っております。

例えば、コロナ禍の為、オフィスビル内に設置された喫煙室を使用せず、公開空地や路上で喫煙を楽しまれる方々に、日本たばこ産業様のご協力を得て、ポケット灰皿を配布し、路上美化活動を行い、歴史・文化の継承事業として、古都京都や奈良にはなく、唯一大阪で行われている伝統行事である「中之島の精霊流し」などを行っております。また、これらの活動経費は、町会費で賄っております。

中之島を特定都市再生緊急整備地域にご指定頂き、大阪大学が市外に転出し、空地だらけで50年過ぎて参りましたが、中之島4丁目には国立国際美術館・科学館・大阪中之島美術館など、国や貴市主体で美しい建物を建設頂き、感謝しております。

その美しい景観が形成されている街区に、自立型立体駐車場を備えた、オーソドックスな利用形態のオフィスビルと救急病院が建設されようとしております。

自立型立体駐車場建設は、未来医療国際拠点の格式を低下させ、また、それだけでなく国立国際美術館・科学館・大阪中之島美術館の在る中之島全体としての格式も陥れることになります。

このような弊会の意見を事業者に申し上げてまいりましたが、令和3年6月4日大阪市役所地下会議室において、マンションN4タワー住民を対象として呼び頂きました事業者説明会の冒頭、都市計画局 開発調整部 開発計画課 ●● ●●●●様から「景観法第二条第3項に記載されている『地域住民』に北区中之島連合振興町会は該当しない。」という趣旨の発言がありました。

『地域住民』と北区中之島連合振興町会とが、必要十分条件に当てはまる関係であるとは

申上げませんが、『地域住民』を構成するものの1者であることは明らかです。

「景観法第二条第3項に記載されている『地域住民』の構成者として「北区中之島連合振興町会」が該当しない。」ならば、その根拠を明らかにして頂きたい。以上、文書でのご回答をお願い致します。

末尾になりますが、貴殿の益々のご健勝とご多幸、そして全市役所役職員の皆様のご健康とご多幸、大阪市の益々の隆盛を期待しております。

敬具